

○国立大学法人筑波技術大学国際交流加速センター規程

平成29年12月20日  
規程第29号

最終改正 令和5年6月28日規程第24号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人筑波技術大学組織及び管理運営に関する規則（平成17年規則第1号）第20条の規定に基づき、国際交流加速センター（以下「センター」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 学生の海外派遣や受入れ等の国際交流事業の推進に関すること。
- (2) 学生のグローバル教育の推進に関すること。
- (3) 外国人留学生への支援の充実にに関すること。
- (4) 海外の協定校等との教員間の研究交流の推進に関すること。
- (5) その他、国際交流等の推進に関し必要な業務に関すること。

(センター長等)

第3条 センター長は、学長の命を受け、センターの業務に従事する。

2 副センター長は、センター長を補佐する。

(構成員)

第4条 センターは、次の構成員で組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 教授、准教授、専任講師、助教及び助手のうちから学長が指名する者

(運営委員会)

第5条 センターの運営に関する事項を審議するため、センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) センター構成員の教授、准教授及び専任講師 若干名
- (4) 財務課長
- (5) 聴覚障害系支援課長
- (6) 視覚障害系支援課長
- (7) その他必要に応じて学長が指名する者 若干名

(審議事項)

第6条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 本学の国際化を図るための基本計画に関する事項
- (2) 本学の国際化を図るための環境整備に関する事項
- (3) 学生の海外派遣及び受入れに関する事項
- (4) 外国の大学等との交流協定の締結に関する事項
- (5) 海外留学を希望する学生に対する外国語学習支援及び外国人留学生に対する日本語教育等に関する事項
- (6) 国際交流活動の成果等の公表に関する事項
- (7) その他センター長が必要と認める事項

(任期)

第7条 第4条及び第5条第2項に定める構成員及び委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期の終期は、構成員及び委員となる日の属する年度の翌年度の末日とする。

3 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第8条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、センター長をもって充て、副委員長は、副センター長をもって充てる。

3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(定足数)

第9条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第10条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

第11条 センターに関する事務は、総務課の協力を得て、聴覚障害系支援課において処理する。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成30年1月1日から施行する。

2 この規程施行後最初の委員の任期については、第7条第1項の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年7月1日から施行する。